

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等への 港湾施設使用料等の納入期限の猶予について

○新型コロナウイルスの感染拡大による社会的影響を考慮し、港湾物流網の維持及び国際競争力の確保の観点から、港湾関連事業者等の事業継続に対する側面的支援として、支払い期限延長の申出があった場合に限り、港湾施設使用料等の納入期限を猶予します。

### 【支払い猶予する内容等】

対象期間	<b>令和2年4月から9月の間に発生した使用料等</b>
猶予する期間	<b>原則納付期限より6か月</b> ※最終期限は令和3年3月31日までとする。
対象となる使用料等	<p><b>①港湾施設使用料</b>                      (対象の港湾施設)                      岸壁、物揚場、荷役機械、荷さばき地、一体使用荷さばき地、                      荷さばき地附属事務所、冷凍コンテナ用コンセント、野積場、附属用地、                      上屋、上屋附属事務所、船舶給水施設、木材整理場、貯木場</p> <p><b>②港湾区域における水域占用料</b></p> <p><b>③入港料</b></p> <p><b>④行政財産の目的外使用にかかる使用料</b></p> <p><b>⑤賃貸借契約等に基づく賃貸料</b></p> <p style="font-size: small;">※国・地方公共団体その他の公共的団体及び港湾運営会社が支払うべき使用料等を除く。</p>
要件	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 申請月の前月分の取扱貨物量もしくは売上げが前年同月分に比して減少していること。</p> <p>(2) 支払期限猶予の申出を行うこと。</p>
申出方法	支払期限の猶予を希望される方は、「支払期限猶予願」を下記申出先に提出してください。
申出先及び問合せ先	<p>○<u>経営振興課 施設運営グループ</u>                      ・①、③、④及び⑤に関すること                      (連絡先) 0725-21-7217</p> <p>○<u>堺泉北港湾事務所 管理課</u>                      ・堺泉北港における②に関すること                      (連絡先) 072-238-5241</p> <p>○<u>阪南港湾事務所 管理課</u>                      ・堺泉北港以外における②に関すること                      (連絡先) 0724-39-5261</p>

申出に関する詳細については、関連HPをご覧ください。

堺泉北埠頭株式会社及び大阪市港湾局も、本日付けで、同様の措置を公表しています。